

平成20年1月16日

事業主 各位

日本金属プレス工業厚生年金基金

加入員記録の再検証、加入員等の住所管理及び年金未請求の勧奨について
(年金記録問題に関する当基金事務の取扱いと作業工程の概要のお知らせ)

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当基金の事業運営につきましては、平素からご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、社会保険庁(以下「社保庁」と略します。)の年金記録問題については、国会を初めとする各方面における議論がいまだ終息をみないところです。

このたび、標記に関する当基金事務の取扱い及びその作業工程(日程)の概要を下記のとおり、取りまとめましたのでお知らせいたします。

つきましては、業務繁忙の折誠に恐縮に存じますが、貴事業所の役職員の皆様方にご供覧いただき、ご周知くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 実施済みの事項(「基金だより2007年8月号No.155」にて広報)

(1) 加入員資格取得届による住所管理につきましては、平成19年6月適用処理分から住所管理を開始

なお、その後にご提出される資格喪失届(又は再加入による資格取得届)記載の住所と相違する場合は、「直近の届書」記載の住所を優先のうえ修正登録いたします。

(2) 平成19年5月以前に資格取得された方については、事業所(又は加入員もしくは待期脱退者ご本人)からの住所登録(変更)届によって、住所管理を開始

なお、年金相談者(50歳以上)、一時金相談者及び加入員記録照会者についても、ご本人の意思に反しない限り、住所登録の対象といたします。

※ただし、上記(1)項及び(2)項の該当者であっても、当基金の年金受給者(含む、年金受給中の加入員)につきましては、従前どおり、年金受給者ご本人から「年金受給権者住所変更届」を当基金にご提出いただくこととなります。

2. 今月から実施いたしました事項

平成20年1月から、65歳以上に達齡されている受給権者の内で、未請求者に対する請求の勧奨を開始いたし、平成21年3月を目途に勧奨を終える予定です。

3. 今後の実施を予定の事項

(1) 加入員で65歳以上の未請求者に対する年金請求の勧奨

① 65歳以上の加入員の方(65歳前に加入され1か月以上の加入員期間を有する方のみ)

この対象者は、一部の例外の方を除き、当基金の加入員資格期間の確認のみで年金請求権の確認が可能であり、何よりも年金請求権が5年で時効によって消滅するため、生年月日の昇順(年配者を最優先)に、平成20年2月から加入員で65歳以上に達齡されている未請求者に対する請求の勧奨を開始いたし、平成21年3月を目途に勧奨を終える予定です。

② 60歳から65歳までの加入員(含む、待期脱退者)からの特例老齢厚生年金(以下「特老厚」と略します。)受給権の取得のご本人の申出

この対象者は、従前からの広報(基金だより)のとおり、厚生年金保険(含む、国民

年金、船員保険及び共済年金)等の被保険者記録情報を当基金が保有していないことから、当基金において、特老厚の受給権を確認できないため、当基金の加入員期間が1か月以上を有した後に、特老厚の受給権を取得された場合には、先ず、ご本人が社会保険事務所(以下「社保」と略します。)で所定の手続をされた後、『国民年金・厚生年金保険年金証書』が交付されましたら、次に、当基金に至急お申し付けのうえ、当基金から「退職年金(在職年金)裁定請求書」をお取り寄せください。

(2)平成20年5月中旬を目途に、加入員記録の基本項目の整備を実施予定

加入員記録の基本項目『加入員番号、基礎年金番号、年金整理番号、氏名(漢字及びフリガナ)、性別、生年月日等』を掲載した『加入員明細表』を送付いたしますので、貴事業所の「社員原簿」等と、「年金手帳」、「被保険者証」及び「基礎年金番号通知書」等とご照合いただき、万一、相違がある場合には「法第128条の通知」をご提出いただく予定です。

基礎年金番号については、基礎年金番号制度の導入(平成9年1月1日)前に、公的年金制度(厚生年金保険、国民年金又は共済組合等)の被保険者(又は共済組合員)資格を取得された方、あるいは年金記録が併合されていない複数の『年金手帳』又は『厚生年金保険被保険者証』(以下『年金手帳等』と略します。)をお持ちの方は、当基金に当初お届けいただいた『年金手帳等』の記号番号又と『基礎年金番号』が相違する場合がありますので、充分にご留意ください。

なお、氏名のフリガナについては、将来の年金支払口座名義と一致する必要があることから、「給与振込口座の名義(フリガナ)」とご照合いただき、相違がある場合には「氏名(フリガナ)訂正届」をご提出いただく予定です。

(3)平成20年12月を目途に、社保庁から提供される予定の「当基金の加入員(含む、受給者、待期脱退者及び中途脱退者)等に関する年金記録情報」と「基金加入員記録原簿」の照合の開始

上記(2)項によって整備された基礎年金番号等の加入員記録の基本項目を踏まえて記録照合いたし、次の各号(①~③)に該当する場合は、該当の事業所に照会いたし、相違する場合は「法第128条の通知」又は当該「訂正届」等をご提出いただくこととなります。

- ①社保庁の被保険者記録が正しい(当基金の記録が誤り)場合 → 当基金に「法第128条の通知(又は記録訂正届)」をご提出
- ②基金の加入員記録が正しい(社保庁の記録が誤り)場合 → 社会保険事務所に「記録訂正届」をご提出
- ③社保庁と当基金双方の記録が誤りの場合 → 当基金に「法第128条の通知(又は記録訂正届)」、社保に「記録訂正届」各々をご提出

(4)平成21年2月を目途に、翌々月に65歳に達齢される加入員の住所管理の開始

例えば、平成21年2月であれば、昭和19年4月2日から昭和19年5月1日に生れた加入員のご住所を当月末までに、当基金にご提出をお願いいたします予定です。順次毎月、対象加入員のご住所も同様となります。

なお、ご都合により、加入員全員又は60歳以上の加入員に関する基本項目の『加入員番号、基礎年金番号、生年月日、氏名等』を掲載した「住所一覧表(含む、郵便番号、電話番号)」もしくは「(社保庁仕様)磁気媒体届による住所変更届」でも差し支えありません。

(5)平成21年4月を目途に、実施予定

(3)項の社保庁の年金記録情報と基金加入員原簿の照合作業の後になるため、期日はあくまでも目安となります。

◎社保に提出した適用届(※)に基づき、社保から交付された通知書と、当基金から交付された通知書の照合のうえ、「法第128条の通知」を当基金にご提出いただくこととなります。

※適用届：資格取得届、算定基礎届、月額変更届、賞与支払届、資格喪失届等々